在における面積（防衛大臣が定める防衛施設の面積を除く。）に対する割合（以下この号及び次号において「第十五条第四号割合」という。）が一平方キロメートル当たり五十人未満のものにあつては当該数値に〇・五を乗じて得た数値とし、令第十三条第四号に掲げる防衛施設に係る関連市町村で第十五条第四号割合が一平方キロメートル当たり五十人未満のものにあつては当該数値に〇・三を乗じて得た数値とする。）

第一表　［略］

第二表

| | |
|---|---|
| 一パーセント未満 | 一・〇 |
| 一パーセント以上五パーセント未満 | 一・二 |
| 五パーセント以上十パーセント未満 | 一・四 |
| 十パーセント以上二十パーセント未満 | 一・八 |
| 二十パーセント以上三十パーセント未満 | 二・二 |
| 三十パーセント以上四十パーセント未満 | 二・六 |
| 四十パーセント以上五十パーセント未満 | 三・〇 |
| 五十パーセント以上六十パーセント未満 | 三・四 |
| 六十パーセント以上七十パーセント未満 | 三・八 |
| 七十パーセント以上八十パーセント未満 | 四・二 |
| 八十パーセント以上 | 四・六 |

三　人口点数　第一表の上欄に掲げる関連市町村の交付年度の四月一日現在における人口（一の特定防衛施設に係る関連市町村が二以上ある場合にあつては、当該人口を当該特定防衛施設に係る関連市町村の数で除して得た人口とし、関連市町村に係る特定防衛施設が二以上あり、かつ、当該特定防衛施設に係る関連市町村が二以上ある場合にあつては、それぞれの特定防衛施設ごとに、関連市町村の交付年度の四月一日現在における人口を当該関連市町村の数で除して得た人口を、当該関連市町村の人口を超えない範囲内で合算した人口とする。）の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値に、第二表の上欄に掲げる第十五条第四号割合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値を乗じて得た数値

第一表　［略］

［表を削る。］

第一表　［同上］

第二表

| | |
|---|---|
| 一パーセント未満 | 一・〇 |
| 一パーセント以上五パーセント未満 | 一・二 |
| 五パーセント以上十パーセント未満 | 一・四 |
| 十パーセント以上二十パーセント未満 | 一・八 |
| 二十パーセント以上三十パーセント未満 | 二・二 |
| 三十パーセント以上四十パーセント未満 | 二・六 |
| 四十パーセント以上五十パーセント未満 | 三・〇 |
| 五十パーセント以上 | 三・四 |

三　人口点数　第一表の上欄に掲げる関連市町村の交付年度の四月一日現在における人口（一の特定防衛施設に係る関連市町村が二以上ある場合にあつては、当該人口を当該特定防衛施設に係る関連市町村の数で除して得た人口とし、関連市町村に係る特定防衛施設が二以上あり、かつ、当該特定防衛施設に係る関連市町村が二以上ある場合にあつては、それぞれの特定防衛施設ごとに、関連市町村の交付年度の四月一日現在における人口を当該関連市町村の数で除して得た人口を、当該関連市町村の人口を超えない範囲内で合算した人口とする。）の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値に、第二表の上欄に掲げる令第十五条第三号の比率の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値を乗じ、更に、第三表の上欄に掲げる同条四号の割合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値を乗じて得た数値

第一表　［同上］

第二表

| | |
|---|---|
| 〇・九未満 | 〇・八 |
| 〇・九以上一・〇未満 | 〇・九 |
| 一・〇 | 一・〇 |
| 一・〇を超え一・一未満 | 一・一 |
| 一・一以上 | 一・二 |